

○国有林野における生物多様性保全に向けた今後の施策展開について

平成22年6月25日 22林国経第7号
国有林野部長より各森林管理局長 あて

[最終改正]平成27年11月9日 27林野経第54号

国有林野の管理経営に当たっては、これまでも「森林・林業基本計画」、「全国森林計画」及び「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「基本計画等」という。)に基づき、生物多様性の保全を含む国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、平成20年12月16日に「国有林野の管理経営に関する基本計画」を改定し、「生物多様性の保全」を国有林野の管理経営に関する基本方針に明記するなど、生物多様性保全への取組を推進してきたところである。

このような中、生物多様性基本法(平成20年6月6日法律第58号)の制定、生物多様性国家戦略2010(平成22年3月16日閣議決定)の策定をはじめ、平成22年10月に「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」の名古屋開催、平成22年に「国際生物多様性年」、平成23年に「国際森林年」を迎えるなど、森林における生物多様性保全に対する関心や期待が国内外で高まりをみせている。また、平成21年7月に「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」がとりまとめられたことなどを踏まえ、国有林野においても生物多様性保全に向けた取組を一層推進することが重要となっている。

このため、国有林野における生物多様性保全に向けた今後の施策展開について別紙のとおり定めたので、国有林野の管理経営に当たっては、基本計画等のほか、当通達に基づくこととしたので、遺憾のないようにされたい。

(別紙)

国有林野における生物多様性保全に向けた今後の施策展開について

1 生物多様性の保全における国有林野の重要性

生物多様性基本法では、「「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。」と定義している。

人間は、これら様々な生物とのつながりの中から、食料・繊維・木材等の供給、気候調整や自然災害からの防御、栄養・水の循環や土壌の形成・保持、レクリエーション機会や精神的な充足の提供等、いわゆる「生態系サービス」といわれる様々な便益を享受している。

このようなことから、生物多様性の保全は、社会経済生活を豊かにするとともに国民の安全と安心の確保に通じるものであるといえる。

我が国の国有林野は、国土面積の2割を占め、気候・地形・標高・土壌・緯度・経度などの変化に富んだ自然条件や地理的条件のもと、原始的な森林生態系を有る天然林やスギ・ヒノキなどの人工林、湿地、岩石地等様々なタイプの森林原野として、奥地脊梁山地や水源地域を中心に、里山をはじめ、河川、海岸に至るまで、多種多様な森林生態系を形成しながら全国に広く分布している。

また、同じタイプ、同じ場所に位置する森林原野であっても、時間の経過とともに遷移段階や林齢、さらには台風や集中豪雨等の自然的攪乱の影響などにより、常に変化しながら多様な林相構造を形成している。

こうした多様な国有林野は、希少動植物を含め様々な野生生物に生息・生育空間を提供し、生態系の多様性において重要な役割を果たしている。

さらに、国有林野の中には里山近郊や溪流沿い、海岸沿いなどに位置する森林もあり、これらは、それぞれ里山林や溪畔林、海岸林として、農地や河川、海といった森林以外の様々な生態系を結びつける役割を果たしている。

このように国有林野は、国土の生態系ネットワークの根幹をなし、多様な生物種や遺伝子の保管庫として、我が国の生物多様性の保全を図る上で極めて重要な構成要素となっている。

2 国有林野における生物多様性保全に向けた基本理念

森林における生物の多様性の保全と持続可能な利用を図る上では、流域等の一定の面的広がりの中で、樹種や林齢等の異なる様々なタイプの森林が、

それぞれ時の経過とともに様々な要因（遷移、成長、伐採、自然災害など）によって常に変化しながらも、バランス良く分散的に配置されることが望ましい。

このことを踏まえ、国土の生態系のネットワークの根幹をなす国有林野の管理経営に当たっては、適切な計画や施業、保全管理活動、モニタリング等を通じて、森林の状況や変化に応じ、多種多様な生物相を安定的、長期的に支える森林生態系の構築を図っていくこととし、もって我が国における生物の多様性の保全と持続可能な利用の推進に積極的な貢献を行うこととする。

3 国有林野における生物多様性保全に向けた今後の具体的な施策

国有林野の管理経営の実施に当たっては、これまでも、基本計画等に則し、森林管理局長が森林計画区毎に定める「国有林の地域別の森林計画」及び「地域管理経営計画」等（以下「森林計画等」という。）に基づき、特に保護を図るべき森林については、保護林等として設定し、適切に管理するとともに、その他の森林についても、適切な整備・保全を推進してきたところである。

このような取組を通じて、既に、国有林野の一定の面的広がりの中では、様々なタイプの林相構造を持つ森林原野が複雑に配置されてきたところである。

一方、過去の天然林の伐採による大径木の減少や大面積の一斉林造成に起因して、生物多様性の損失を招いている場所も見受けられる。また、近年では、シカ個体数の増加や地球温暖化に伴う集中豪雨の頻度の増加等による森林の劣化等により、野生生物の生息・生育環境が急激に変化し、その結果、植生分布の変化や種の絶滅等の懸念も生じている。

こうした状況も踏まえ、今後の国有林野における生物多様性の保全に当たっては、上記の基本理念を踏まえながら、特に以下の5つの施策に重点的に取り組むこととする。

(1) 森林施業による林相構造の多様性の確保

森林施業の基礎となる森林計画等の作成に当たっては、森林計画区単位での森林の面的広がりにおいて、異種異齢等の林相構造の多様性が確保されるように配慮する。

施業の実施に当たっては、森林生態系の過度な攪乱を抑制しつつ、丁寧できめ細やかな施業に努めることを基本とする。

人工林については、地球温暖化の進行が生物多様性に大きく影響することも踏まえ、吸収源対策となる間伐等の森林整備に積極的に取り組む。また、小面積皆伐、長伐期化等の育成単層林施業のほか、針広混交林や広葉樹林へ誘導するための択伐などによる育成複層林施業を推進する。

天然林については、スギ・ヒノキ等針葉樹の拡大造林のための皆伐は、引き続き原則停止する。また、里山林等の健全な育成に向け、択伐や萌芽更新等の育成天然林施業又は天然生林施業を推進する。

なお、木の文化を継承する観点から、民有林からの供給が期待しにくい高齢で品質の優れた木材の供給にも配慮する。

(2) 溪畔林等水辺の森林の保全による多様な森林の連続性の確保

保護林や緑の回廊に設定されていない溪流沿いや尾根筋の森林については、野生生物の移動経路や種子の供給源等として確保するために、天然林は維持するとともに、人工林は積極的に針広混交林や広葉樹林へ誘導することにより保護樹帯として保全する。

こうした取組を通じ、上流域に位置する保護林等を核とした原生的な天然林等から下流域までの森林の連続性を確保することにより、陸域と水域との物質循環の促進に資するよう、よりきめ細やかな森林生態系のネットワーク形成に努めることとする。

(3) ホットスポットの保全

希少種や地域の固有種が多数生息・生育する地域（ホットスポット）であって、人工林等により隔離された小規模な天然林の森林生態系や湿地等については、希少個体群保護林等に設定することなどにより保護・管理を推進する。

また、種の生息・生育地の北限や南限、太平洋型や日本海型など、生息域による遺伝子系統の多様性などにも配慮しつつ、より体系的な保護林等の設定を推進する。

(4) 劣化した森林生態系の再生

シカ等の鳥獣による被害や松くい虫、カシノナガキクイムシ等の病虫害により劣化した森林や台風、集中豪雨等により被災した荒廃地については、状況に応じて森林の再生・復元を図るための取組を推進する。特に、シカによる食害は、森林生態系のバランスを崩壊させ、他の野生生物の生息・生育環境への脅威となっていることから、シカの生息状況や被害状況のモニタリング等に基づき、地元関係行政機関等と連携しつつ、捕獲などの積極的な個体数管理等の取組を推進する。

地域固有の生態系を脅かす外来種については、現状の生態系への影響に配慮しつつ、随時、見直しと修正を行う順応的な駆除やその生息域の拡散防止対策を推進する。また、新たな外来種の侵入防止対策を進めることにより、地域固有の生態系の維持、再生を図る。

(5) 生息域内保存による遺伝資源の保全

地球温暖化の進行等により種の絶滅や個体数の減少等、遺伝資源の損失が

懸念されていることから、希少個体群保護林等の適切な施業の実施による整備を進め、遺伝資源の生息域内の保全とその利用を推進する。

また、研究機関と連携し、遺伝子情報等を活用しながら、既存の保護林において遺伝資源の保存状況の整理を進める。

国民参加による植樹活動等の実施に当たっては、遺伝的攪乱を防止する観点から、苗木や種子の産地に配慮するなど適正な使用を推進する。

また、上記の施策の持続的・効果的な実行を促進するため、以下のような取組を行う。

ア 現場におけるP D C Aサイクルの充実

- ・ 森林計画等の作成から各種事業の実施において、生物多様性保全に資する観点から、事業内容の調整及び結果の検証を行うなどP D C Aサイクルが適切に実施される仕組みを構築する。
- ・ 希少種データベースや地域関係者からの提供情報の活用などにより、希少野生生物の生息・生育情報の把握に努めつつ、各種保護指針等に基づき適切な森林施業等に努める。
- ・ 森林管理局又は森林管理署毎に、大学や研究機関などの識者からなる「生物多様性保全アドバイザー（仮称）」を設けることなどにより、日頃から生物多様性保全に関する助言などを得られるよう体制を整備する。
- ・ 森林計画等の作成に当たっては、署長意見書の作成段階において地域の関係者から意見を聴取するなど、より早い段階から地域の関係者の意見を把握する取組を強化する。

イ 新たな手法（工法等）の実証等

- ・ 荒廃溪流において施工する治山施設について、魚類の移動に配慮した既存施設の改良等の溪流生態系保全に資する工法を実証的に採用するなど、国土保全に加え生物多様性保全の効果を一体的に発揮する最適な治山対策手法の定着、普及に取り組む。
- ・ 台風や集中豪雨等により被災した荒廃地を健全な森林に再生するため、潜在自然植生である広葉樹等の植栽等による早期かつ確実な森林再生手法の実証に取り組む。

ウ モニタリングの充実

- ・ 森林資源モニタリング調査について、民有林部局と連携しながら、調査項目や内容等を見直すなど、生物多様性の状態を定量的に示せるよう、森林生態系の現況や動態変化の把握、分析手法を充実する。
- ・ 保護林や緑の回廊における野生生物等の質的動態変化等を把握するためのモニタリングを引き続き実施する。

エ 人材の育成と地域住民・NPO等との連携

- ・ 生物多様性保全の観点を踏まえた森林施業・管理を推進するため、生物多様性保全研修を実施することなどにより職員の能力向上を図る。
- ・ 開かれた「国民の森林」としての生物多様性保全の取組を推進するため、「協定締結による国民参加の森林づくり実施要領」に基づく協定制度の活用等を通じ、地域住民やNPO等との協働・連携を図る。

オ 生物多様性保全の取組の積極的なPR

- ・ 地域管理経営計画の策定に当たっては、多様な森林の配置や健全な森林の整備、希少な森林の保全等の内容を追加するとともに、生物多様性の状態やその保全に向けた取組の効果等を定量的に示す参考資料を作成し、公表する。
- ・ 国有林野の森林生態系の特徴、国有林における生物多様性保全に資する取組について、各現場等において積極的な情報発信に努める。
- ・ 局署等における植樹祭や森林づくり活動等のイベントの実施に当たっては、国有林における生物多様性保全に向けた取組の重要性を広く情報発信するためのPR用のチラシやパンフレットなどを作成し、配布する。
- ・ なお、上記のイベントについては、生物多様性関連行事(例えばCOP10パートナーシップ事業への登録等)に位置付けた上で開催するように努める。また、学校やNPO等が実施する行事においても、同様の取組となるよう協力に関する働きかけを行う。